

(メーターの設置並びに電気料の支払)

第8条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測するメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り。）を甲の指示するところにより設置するものとする。

2 甲は、前項のメーターにより自動販売機に係る電気使用量を計測し、とちぎ健康福祉協会が定めた電気料算定基準により電気料を計算するものとする。

3 乙は、甲が発行する請求書により指定された納期限内に、前項の電気料を甲が指定する口座に支払うものとする。

(費用負担)

第9条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第24条第3項の規定により撤去する場合は、この限りでない。

2 前条第1項に定めるメーターの設置及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(委託物件の引渡し)

第10条 甲は、第3条に定める委託期間の初日に、委託物件をその管理する場所において、別添1「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項」の履行状況を確認し、乙に引き渡すものとする。

(業務遂行の責任者)

第11条 乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

(委託料の支払)

第12条 乙は、第5条の委託料を、甲が発行する請求書により指定された納期限内に甲が指定する口座に支払うものとする。

(瑕疵担保等)

第13条 乙は、この契約締結後、委託物件に瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、委託料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 乙は、委託物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の委託料の減免を請求することができる。

(転貸の禁止)

第14条 乙は、甲の承認を得ないで委託物件を第三者に転貸し、又は委託物件を譲渡してはならない。また、自動販売機及び乙が施した造作を第三者に譲渡してはならない。

(管理義務)

第15条 乙は、委託物件を常に善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(一括委託の禁止)

第16条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を一括して第三者に委託してはならない。

(第三者への損害賠償)

第17条 乙は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒、その他構造上の欠陥等により第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(秘密の保持)

第18条 甲及び乙は、委託業務の遂行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後も同様とする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、委託業務を処理するための個人情報（個人に関する情報（氏名、住所、生年月日、本籍地等の基本的情報はもとより、思想、信条、信仰、趣味等に関する情報、職業、資格、学歴等に関する情報、収入、財産状態等に関する情報、健康状態、病歴等に関する情報など個人に関するすべての情報をいう。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）の取扱いについては、別添2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(報告)

第20条 乙は、この業務委託の履行に関し事故等が生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第21条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難及び毀損又は停電等による売り上げの減少等について、甲の責に帰すことが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実施調査等)

第22条 甲は、乙に対し売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第23条 乙は、指定用途等の義務に違反したときは、違反時の委託料の時価額10分の3以内で甲が定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、事情やむを得ないものであると甲が認めたときは、この限りではない。

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第27条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

(契約の解除)

第24条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

- 2 委託期間以内においては、甲乙共に本契約を解約できないものとする。
- 3 前項にかかわらず、甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため自動販売機の設置箇所を必要とするときは、本契約を解除することができる。
- 4 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 委託料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。
 - (2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
 - (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
 - (5) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上委託業務を履行しないとき。
 - (6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
 - (7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
 - (8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
 - (9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
 - (10) 委託物件及び委託物件が所在する建物等の用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
 - (11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(委託物件の返還)

第25条 乙は、委託期間が満了又は前条の規定によりこの契約が解除された場合は、直ちに自己の責任において委託物件を撤去し、原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が必要ないと認める場合はこの限りでない。

(原状回復義務)

第26条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において委託物件を原状に回復しなければならない。

ただし、甲が適当と認めたときは、この限りではない。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、委託物件を滅失又は毀損したとき。
 - (2) 前条の規定により委託物件を甲に返還するとき。
- 2 前項の原状回復を乙が履行しなかった場合、甲において原状回復をできるものとする。

(損害賠償)

第27条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときには、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が第24条第3項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損失が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第28条 第25条の規定により自動販売機を返還する場合において、乙が自動販売機に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(変更の届出)

第29条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが乙に到達したものとみなす。

(契約の費用)

第30条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第31条 この契約について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(疑義等の決定)

第32条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 栃木県宇都宮市駒生町3337番地1
社会福祉法人とちぎ健康福祉協会
理 事 長 田 村 澄 夫 印

乙

印